



岡田小学校校内ルール

① 交通事故・飲酒運転について

- 交通事故は通勤途上の交差点でよく起きている。ゆとりをもって出勤し、なるべく早く退庁する。
- 加害者、被害者の場合を問わず、誠意をもって対応する。
- 小さい交通事故でもすぐに警察を呼ぶ（相手が教員と分かると不当な要求をしてくることもある）。
- すぐに学校（休日は教頭）に一報を入れる。後で教頭に詳しく報告し事故報告書を作成する。
- 保険会社と連絡を取る。
- 飲酒運転については「飲んだら乗るな。飲むなら乗るな。」公共交通機関か代行運転を利用する。
- 飲酒後、体内のアルコールが完全に分解されるまで自家用車運転はしない。

② 情報管理について

- 保護者や児童に携帯電話番号やSNSのIDを知らせない。私的なメールやSNSによるやりとりをしない。
- 自分の携帯電話やスマートフォン等は教室に持ち込まない。
- 勤務時間中に、私用で、携帯電話やスマートフォン等を使用しない。（原則）
- パソコン本体やUSBメモリー等の管理を厳重に行う。家に持ち帰らない。
- USBメモリーは、教育ICT推進課から配布されたもの以外は使用しない。
（岡田小使用の決まりを守る。また、自宅のパソコンには、データを決して残さない。）
- 前年度以前の名簿はシュレッダーにかけるなどして、適切な処理を行う。
- 学校で知りえた情報は絶対に口外しない。

③ 体罰について

- 明らかに体罰と思われる行為をしない。
- 給食時間には叱らない。給食時間が過ぎても食べさせるようなことはしない。
- 廊下に立たせるのも、今は体罰と捉えられている。
- 「行き過ぎた指導」にならないように気を付ける。
- 訴えられても証人がいないことになるので、他の人から見えないところで、1対1で指導しない。
- 次の行為は適正な指導の範囲とする。
腕を持って連れていく、身体を揺する、肩を軽くたたく、大声で注意する、居残り、起立、当番の割り当て
- 同僚が体罰と思われる行為をしていたらすぐ止め、管理職に報告する。
- 自分が体罰を行ったら、管理職に報告する。

- ④ セクシュアルハラスメント・わいせつ行為・不適切な行為（関係）について
- ・ 児童や保護者と二人だけにならない。必ず複数で対応する。
 - ・ 不必要に児童の体に触れない。
 - ・ 写真撮影のときに、特定の児童ばかりを撮影しないように注意する。
 - ・ 教職員の自家用車に、管理職の許可なく同乗させない。
- ⑤ モラルハラスメントについて
- ・ 児童や保護者だけでなく、同僚に対しても自分の言動に責任をもつ。
 - ・ 日頃から相手の立場や人権を尊重した言動をとる。
- ⑥ 傷害事件について
- ・ はさみやカッターナイフの取り扱いに注意する。児童の刃物は担任が預かり、鍵のかかる引き出しなど児童の目に触れない場所で管理する。
 - ・ 児童の筆箱やロッカーの中のものに注意を払う。
 - ・ 担任の刃物もなるべく教室には置かない。必要な場合は、鍵のかかる引き出しなどで厳重に保管する。
 - ・ 担任の机やロッカーにさわらせない。
- ⑦ 貴重品の管理について
- ・ 現金を教室や職員室に置かない。
 - ・ 集金日には特に注意する。
 - ・ 教室を空けるときには必ず施錠する。
- ⑧ 公金等の取扱について
- ・ 児童からの集金は、直接手渡しで受け取り、学級担任不在時の机の上に提出させない。
 - ・ 机の引き出し等に、金銭を置いたままにしない。
- ⑨ 教室等の解錠、施錠について
- ・ 朝の解錠は各担任が行う。放課後は、各教室を各担任が施錠し、週番がチェックした後、教頭が最終チェックをする。
 - ・ 図書館の解錠、施錠は、図書館司書が行い、不在時は、使用する学級担任が行う。
 - ・ 特別教室、体育館の解錠、施錠は、その教室、体育館を使用する学級担任が行う。
 - ・ 教室移動をして、教室内が不在になる場合も施錠する。
 - ・ 鍵が紛失した場合は、直ちに教頭に報告する。
- ⑩ その他
- ・ 児童が校内でトラブルを起こし、その指導を行った場合、当該児童に指導内容を納得させてから帰宅させるよう最大限努力する。
 - ・ 無届けで、8：30までに児童が登校していない場合、当該児童宅または保護者に電話連絡し、所在や欠席理由等を確認する。
 - ・ 学級担任は、児童が欠席したときは、原則保護者に電話連絡する。3日続いたときは家庭訪問を行う。